（専門委員規則の一部改正）

第六条　専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～五　略］	（欠格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（労働審判員規則の一部改正）

第七条　労働審判員規則（平成十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、労働審判員に任命することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～四　略］	（欠格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（参与員規則の一部改正）

第八条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～四　略］	**第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（裁判官の報酬等に関する規則の一部改正）

第九条　裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　裁判官で次の各号のいずれかに該当するものには、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ［一　略］ 二　基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 三　次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	**第十三条**　［同上］ ［一　同上］ 二　基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 三　次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの